


所管部課	市民部 地域振興課	部長	村上 敏彰		
件名	東大和市民会館条例施行規則の一部を改正する規則について				
		区分	<input type="radio"/>	1 審議事項	2 報告事項
関係事項	条例規則	東大和市民会館条例			
	部課機関				
<p>1. 要 旨</p> <p>次期指定管理者の提案により、市民会館に新たな利用形態を設定する条例改正を行ったことから、それに伴う施行規則の一部改正を行う。</p> <p>(1) 主な改正内容                  展示等のための大ホールホワイエ単独貸出しを行うために、利用の申請、利用の変更、利用料金の還付などの条文について、必要な改正を行う。</p> <p>(2) 施行日                  平成31年7月1日から施行する。</p> <p>(3) 影響及び効果                  新たな利用形態の設定により、施設の稼働率や利用者の利便性が向上する。</p>					
<p>2. 経 過 (現時点に至るまでの経過)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>平成31年第1回市議会定例会において、東大和市民会館条例の一部を改正する条例について議決済。</li> <li>規則案文については、文書課において審査済。</li> </ul>					
<p>3. 留意事項 (問題点等)</p>					
<p>4. 主管部処理案 (検討結果等)</p> <p>庁議における審議終了後、速やかに規則改正の手続きを進めたい。</p>					
<p>5. 審議結果</p>					

注：定例庁議の場合は、金曜日の正午までに提出。